

## 八戸市消防団応援の店実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市内に所在する事業所又は店舗（以下「事業所等」という。）が八戸市消防団員やその家族など（以下「団員等」という。）に対し、自主的にサービス等を提供し、支援することにより、団員の加入促進、地域防災力の向上を目的とした八戸市消防団応援の店（以下「消防団応援の店」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業主体)

第2条 この事業は、八戸市と八戸市消防団が相互に協力し実施するものとする。

### (消防団応援の店に関する基本的な考え方)

第3条 消防団応援の店は、自主的にサービス等を提供するものとする。

- 2 この要綱に定めるサービス等とは、団員等が受けることのできる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算を始めとした各種サービスのことをいう。
- 3 提供するサービス等の内容及び提供者については、各事業所等が定めるものとする。

### (登録)

第4条 消防団応援の店に登録しようとする事業所等は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）により、八戸市消防団長（以下「団長」という。）へ申請するものとする。

- 2 団長は、前項の申請を受け、その内容が次の各号に該当しないことを確認したときは、消防団応援の店登録台帳（様式第2号。以下「登録台帳」という。）に登録する。
  - (1) 宗教活動及び政治活動に関するもの
  - (2) 八戸市暴力団排除条例（平成23年12月20日八戸市条例第48号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有するもの
  - (3) 各種法令等に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
  - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、団長が適当でないと認めるもの
- 3 団長は、前項の登録を受けた事業所等に対して、その旨を登録通知（様式第3号）にて通知するとともに、消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

### (表示証の表示)

第5条 表示証を交付された事業所等は、次に掲げる場所等に表示証を表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像及びその他の広告

### (事業所等の公表)

第6条 団長は、消防団応援の店の名称、所在地及びサービス等の内容を、ホームページ等により公表するものとする。

### (登録の変更)

第7条 消防団応援の店は、登録された内容を変更しようとするときは、消防団応援の店登録変更申請書（様式第4号）により変更する1か月前までに、団長に申請するものとする。

2 団長は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳の内容を変更するものとする。

（登録の廃止）

第8条 消防団応援の店は、事業を廃止したとき、又はサービス等の提供を停止したときは、団長に消防団応援の店登録廃止申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 団長は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳から抹消するものとする。

（登録の取消）

第9条 団長は、消防団応援の店として登録が適当ではない事実を覚知したときは、当該登録を取り消すものとし、登録台帳から抹消するものとする。

2 前項の規定により、登録を取り消された事業所等は、速やかに第4条第3項の規定による表示証を取り外し、団長に返納しなければならない。

（八戸市消防団員証明書の提示）

第10条 消防団員は、消防団応援の店からサービスの提供を受けるときは、八戸市消防団員証明書（以下「団員証明書」という。）を提示するものとする。

2 団員証明書を不正に使用し、消防団応援の店に損害を与えたとき、その責任は当該団員証明書所有者が有するものとする。

3 消防団員は、退団等により消防団員でなくなったときは、団員証明書を速やかに団長に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

八戸市消防団応援の店登録申請書

(あて先) 八戸市消防団長

申請者

事業所等の名称 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

当事業所は、消防団員等にサービス等を提供することにより、八戸市消防団を応援したいので、下記のとおり八戸市消防団応援の店に登録を申請します。

記

事業所等の名称	(フリガナ)			
	_____			
業種	_____			
所在地	八戸市			
代表者 役職・氏名	(フリガナ)			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)	役職	_____
担当者 役職・氏名	(フリガナ)			
	_____			
希望表示証	表示証 (A) ( 枚)			
	表示証 (B) ( 枚) ※希望する表示証に○をつけてください。			
希望表示名	※表示証 (A) に限る。			
提供サービスの内容 (複数可)	_____			
	提供者	団員本人 ・ 家族含む ・ 同伴者含む ・ その他 ( _____ )		
「全国消防団応援の店」に登録 <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません <input type="checkbox"/>				

※八戸市消防団応援の店実施要綱第4条第2項の各号に該当する事業所等は登録できません。

※上記太線枠内の記載内容については、八戸市のホームページ等に掲載させていただきます。掲載された情報については、本事業以外には使用しません。

※登録については、廃止の申請があるまで継続されます。

※提出先：八戸消防本部警防課消防防災班 TEL 0178-44-2134/FAX 0178-44-1196



年 月 日

登録者 様

八戸市消防団長 印

八戸市消防団応援の店の登録について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、八戸市消防団応援の店登録台帳に下記のとおり登録しました。

このたびの御協力を深く感謝いたしますとともに、今後とも当消防団への御理解と御協力を  
お願い申し上げます。

記

1 登録番号、登録年月日及び事業所等名称

登録番号	第 号
登録年月日	令和 年 月 日
店舗等名称	

2 交 付

八戸市消防団応援の店表示証（ ）

表示証 (A)

令和元年〇月〇日  
登録第〇〇号

火消

〇〇〇〇

火の用心

〇〇〇〇

**消防団応援の店**

当店は、地域を守る消防団を応援しています。

**頑張れ!!消防団!!**

消防団員証をご提示ください。

☆八戸市消防団

表示証 (B)

# 消防団応援の店

令和元年 月 日 登録第〇〇号



当事業所は、地域を守る消防団を応援しています。

消防団員証をご提示ください。

八戸市消防団

八戸市消防団応援の店登録変更申請書

(あて先) 八戸市消防団長

申請者

事業所等の名称 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

当事業所は、先に申請した内容について、下記のとおり変更しますので申請します。

記

登録番号		
変更箇所 ※変更箇所に○を付けてください。		事業所等の名称
		事業所等の所在地
		提供サービスの内容
事業所等の名称 (変更後)	(フリガナ)	
所在地 (変更後)	八戸市	
提供サービスの内容 (変更後)	登録時	変更後
担当者		
	電話番号	
備考		

※変更する 1 か月前までにご提出ください。

※提出先：八戸消防本部警防課消防防災班 TEL 0178-44-2134/FAX 0178-44-1196

八戸市消防団応援の店登録廃止申請書

(あて先) 八戸市消防団長

申請者

事業所等の名称 \_\_\_\_\_

役職・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

当事業所は、先に申請した登録した八戸市消防団応援の店について、廃止しますので申請します。

記

登録番号	
事業所等の名称	(フリガナ)
所在地	八戸市
担当者	
	電話番号
備考	表示証 返納

※登録を廃止するときは、本申請書を提出してもらうほか表示証を取り外し返納してください。

※再度、登録するときは、再申請する必要があります。

※提出先：八戸消防本部警防課消防防災班 TEL 0178-44-2134/FAX 0178-44-1196